

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	母子及び父子家庭等医療費の助成の制限		
根拠法令及び条項	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第5条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	平成7年3月31日	処分基準 最終変更年月日	平成31年4月1日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること

## 別紙 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例

### (助成の制限)

第5条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、11月1日から翌年の10月31日までの間に行わない。

(1) 保護者の前年の所得(1月から10月までに申請する者については、前々年の所得。次号において同じ。)が規則で定める額以上であるとき。

(2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくする者の前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者の所有する住宅その他の財産等につき、災害により損害を生じた場合等の規則に定める場合にあつては、同項の規定は適用しない。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるところによる。